

豊中市高齢被爆者相談等事業運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被爆した、市内に住所を有する高齢者の健康の保持・福祉の向上を図るとともに平和に関する啓発活動を行うことを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 相談事業（健康医療、生活及び福祉相談等）
- (2) 研修会
- (3) 巡回相談事業
- (4) 啓発活動（被爆体験伝承活動等）
- (5) その他（被爆者の福祉の向上を図る事業）

(相談業務実施上の配慮すべき事項)

第3条 相談事業を実施する上において次の事項に配慮する。

- (1) 相談・応対にあたっては、親しみをもって相談ができるよう、人権に配慮し、親切、ていねい、公平に対応すること。
- (2) 相談内容はもとより、被爆者及びその家族のことにに関して知り得たことは秘密を守ること。
- (3) 面接で知り得た事項は必ず相談等記録表に記入し、継続的かつ一貫した相談及び指導ができるようにする。記録は面接途中で記入することは避けること。

(事業の実施)

第4条 この事業の実施にあたっては、当事者団体である豊中市原爆被害者の会を通じて対象者のニーズを把握するとともに、会と緊密に連携・協力して取り組むこととする。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。